

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	67
提出時期	平成28年12月(定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            平成28年人事院勧告に準じて国家公務員特別職の職員の期末手当支給月数が増額改正されるため、それに合わせ埴町議会議員の期末手当について同様の改正を行うもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            平成28年12月支給の期末手当を0.1月分増額し、平成29年度以降は、6月及び12月支給分にそれぞれ0.05月ずつ振り分ける。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	68
提出時期	平成28年12月(定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            平成28年人事院勧告に準じて国家公務員特別職の職員の期末手当支給月数が増額改正されるため、それに合わせ町長等の期末手当について同様の改正を行うもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            平成28年12月支給の期末手当を0.1月分増額し、平成29年度以降は、6月及び12月支給分にそれぞれ0.05月ずつ振り分ける。</p> <p><b>【施行期日】</b>            公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	69
提出時期	平成28年12月(定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 平成28年人事委員会勧告に基づく給与改定を行うため。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 福島県人事委員会勧告に合わせた改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給料表の改定</li> <li>② 配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それによって生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上改正</li> <li>③ 勤勉手当の増額(0.1月)</li> <li>④ 通勤手当の上限額の改正</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日(給料表は平成28年4月1日適用、勤勉手当は平成28年12月1日適用、扶養手当及び通勤手当は平成29年4月1日施行)</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	71
提出時期	平成28年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 平成28年福島県人事委員会勧告に基づく給与改定を行うため</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 福島県人事委員会勧告に合わせた改正</p> <p>① 特定任期付職員の期末手当支給割合の改定（第9条） ② 特定任期付職員及び一般任期付職員給料表の改定（別表第1及び別表第2）</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日（給料表は平成28年4月1日適用、勤勉手当は平成28年12月1日適用）</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	70
提出時期	平成28年12月(定例会・臨時会)		
案件名	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正に伴い、介護休暇の分割、介護時間等について改正を行うもの。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>          介護休暇の分割規定（6月を超えない範囲で3回まで）          介護時間の新設（最長3年、1日2時間まで）</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成29年1月1日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	72
提出時期	平成28年12月(定例会・臨時会)		
案件名	埜町税条例の一部を改正する条例の一部改正		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>          所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日にそれぞれ公布されたことに伴い関連する部分を改正。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>① 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの。</p> <p>② 上記適用条例の条の新設に伴う条ズレに関連する改正。</p> <p><b>【施行期日】</b>          平成29年1月1日</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案	番号	73
提出時期	平成 28 年 12 月（定例会）		
案件名	埴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b>            平成 28 年 3 月 31 日に交付された所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の一部の施行期日を定める政令（政令第 254 号）が平成 28 年 7 月 1 日に公布されたことに伴い、関連する部分を改正する必要があるため。</p> <p style="text-align: center;">－関連性－</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律 → 所得税法 → 地方税法 → 埴町国民健康保険税条例</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            町県民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額算定及び減額判定に用いる総所得金額に含めることとする。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 29 年 1 月 1 日</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	74
提出時期	平成 28 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【改正理由】</b> 給食センター用地の地目変更及び合筆に伴い、所在地が変更となったため、条例の一部を改正することになりました。</p> <p><b>【具体的な内容】</b> 標記第 2 条中「埜町大字竹之内字草田 16 番地」を「埜町大字竹之内字草田 12 番地」に改正します。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日から施行します。</p>		
担当課	学校給食センター		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・ <b>同意</b> ・報告	番号	6～20
提出時期	平成 28 年 12 月 ( <b>定例会</b> ・臨時会)		
案件名	農業委員会委員の任命について		
要 旨	<p><b>【同意理由】</b>            農業委員会委員候補者 小林達信氏 外 14 名を同委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が平成 27 年 9 月に公布されたことに伴い、農業委員会委員の公選制が廃止され、推薦と自薦により議会の同意を得て市町村長が任命することになりました。</p> <p>これにより、農業委員会委員候補者の公募を行ったところ、15 人(定数)の応募があり、埴町農業委員会委員選考委員会設置規則の規定による選考委員会を行った結果、候補者全員選考となり、候補者として決定したものです。</p> <p>任期は、現農業委員会委員の任期満了後の、平成 29 年 2 月 18 日から平成 32 年 2 月 17 日までの 3 年(1 期)となります。</p> <p><b>【施行期日】</b>            平成 29 年 2 月 18 日付けをもって、町長が任命します。</p>		
担当課	総務課		